

次の対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をいたしましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和2年8月12日

京都市長 門川 大作

## 1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-003	令和2年8月5日	京都市伏見区小栗栖北後藤町1番、20番、33番の3、33番の4、34番の2、35番の2、37番の3及び50番の2

## 2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)